

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野辺地町長

市町村名 (市町村コード)	野辺地町 (2401)
地域名 (地域内農業集落名)	目ノ越地区 (目ノ越)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・現在60歳以上の農家で、後継者のあてがある方がいない。
 - ・作業に必要な設備が整った小屋等が不足しており、農業参入の課題となっている。
 - ・農家の高齢化が進む一方、将来の担い手・後継者が不足している。
- 【地域の基礎的データ】認定農業者: 12人(うち50歳以下3人、団体経営体2経営体)
主な作物: 野辺地葉つきこかぶ、ナガイモ、ゴボウ、酪農

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域農業の継続に向け、農地の集積・集約化を進め農作業の効率化を図る。
- ・既存の農業関係組織等と行政との連携を深め、地域-農業者-行政での一体的な農業基盤の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	250.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	250.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
- ・その区域と住宅地または隣地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・関係機関協力のもと、農地の維持・保全を図り、担い手へ提供することで農業の受入促進を図る。
- ・就農移住事業等による他地域からの農業参入を推進する。
- ・地域に既存の酪農法人への農地集積を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・農家や農地所有者の意向を把握し、農地中間管理機構を通じた貸付を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・現段階で取組予定はないが、担い手からの意向があつた際には関係団体等とも協議し、必要に応じて基盤整備事業に取組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・関係団体等と連携を図り、相談体制を整える。
- ・既存の農業法人や認定農業者及び規模拡大希望の農業者を中心に農地利用を図るとともに、新規参入企業や外国人労働者が農作業を担う農業法人など、多様な経営体にも配慮する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

- ・既存の水稻航空防除については引き続き活用するとともに、農作業の効率化・省力化に繋がる委託事業がある場合には事業活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①近年シカやタヌキ、サルといった野生動物の目撃が増えており、目撃情報や被害情報があった際に速やかに対応できる体制を構築するとともに、地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

⑦地域の酪農法人や地域住民と連携し、適切な農地の維持管理を行う。